

職員の特別褒賞金に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第33号

職員の特別褒賞金に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の特別褒賞金に関する条例施行規則（昭和47年新潟県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(特別褒賞金授与の審査)</p> <p>第6条 第4条の規定による特別褒賞金授与の内申があつた場合は、次の各号に掲げる職にある者による審査会議を開き、特別褒賞金の授与の適否及び特別褒賞金の額を審査するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>総務部長</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(審査会議の議長)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 副知事の職にある者が欠けたとき又は事故あるときは、<u>総務部長</u>の職にある者が議長の職務を行うものとする。</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 審査会議の庶務は、<u>総務部人事課</u>において処理する。</p> <p>別記様式 (第4条関係)</p> <p>(略)</p> <p>内申者職氏名 特別褒賞金授与内申書</p> <p>(略)</p>	<p>(特別褒賞金授与の審査)</p> <p>第6条 第4条の規定による特別褒賞金授与の内申があつた場合は、次の各号に掲げる職にある者による審査会議を開き、特別褒賞金の授与の適否及び特別褒賞金の額を審査するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>総務管理部長</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(審査会議の議長)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 副知事の職にある者が欠けたとき又は事故あるときは、<u>総務管理部長</u>の職にある者が議長の職務を行うものとする。</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 審査会議の庶務は、<u>総務管理部人事課</u>において処理する。</p> <p>別記様式</p> <p>(略)</p> <p>内申者職氏名 特別褒賞金授与内申書</p> <p>(略)</p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。